

平成26年第1回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成26年3月11日 開会

平成26年3月19日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成26年第1回鳴沢村議会定例会会議録

平成26年3月11日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 小林昭一 | 2番 | 渡邊政司 |
| 3番 | 渡邊明雄 | 4番 | 佐藤博水 |
| 5番 | 小林茂澄 | 6番 | 三浦利雄 |
| 7番 | 渡辺泉 | 8番 | 小林利雄 |
| 9番 | 渡辺久男 | 10番 | 田中稔 |

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

議案第2号 鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件

議案第3号 鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件

- 議案第 4 号 鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 5 号 鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 6 号 鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 7 号 富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協議会を組織する普通地方公共団体の数の減少及び富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約の変更について
- 議案第 8 号 建設工事請負契約の一部変更について
- 議案第 9 号 平成 25 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 10 号 平成 25 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 11 号 平成 25 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 12 号 平成 25 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 13 号 平成 25 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 14 号 平成 26 年度鳴沢村一般会計予算
- 議案第 15 号 平成 26 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 議案第 16 号 平成 26 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 17 号 平成 26 年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 議案第 18 号 平成 26 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 議案第 19 号 平成 26 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算
- 同意第 1 号 鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を

求める件

選挙第1 号鳴沢村選挙管理委員会委員選挙の件

選挙第2 号鳴沢村選挙管理委員会委員補充員選挙の件

8、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告
村長所信表明

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第2 号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件

日程第5 議案第3 号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件

日程第6 議案第4 号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件

日程第7 議案第5 号鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を定める件

日程第8 議案第6 号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

日程第9 議案第7 号富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協議会を組織する普通地方公共団体の数の減少及び富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約の変更について

日程第10 議案第8 号建設工事請負契約の一部変更について

日程第11 議案第9 号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)

- 日程第 1 2 議案第 1 0 号平成 2 5 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号平成 2 5 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号平成 2 5 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号平成 2 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号平成 2 6 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号平成 2 6 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計予算
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号平成 2 6 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計予算
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号平成 2 6 年度鳴沢村介護保険特別会計
予算
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号平成 2 6 年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号平成 2 6 年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計予算

◎議長挨拶

議長（田中 稔君） 皆さん、おはようございます。

平成 2 6 年第 1 回定例会開会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

2 月 8 日並びに 1 4 日から 1 5 日の 2 週にわたる、山梨県内におきました記録的豪雪は、それぞれの地域に甚大なる被害をもたらしました。被災された方々には、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

皆さんには、平成 2 6 年第 1 回鳴沢村議会定例会に出席をいた

だき、ありがとうございます。村条例の改正、25年度の補正予算、また26年度の一般会計、特別会計の予算等の議案が用意されております。皆さんの協力により有意義な議会になりますようお願いいたしまして、挨拶いたします。

開会 午前10時31分

議長（田中 稔君） ただいまから、平成26年第1回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（田中 稔君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺久男君、小林昭一君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、2月26日に第5回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、平成25年第4回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成25年第4回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月24日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月6日及び10日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

3月6日は委員全員と議長、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。10日は委員全員と職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

決定された事項ですけれども、3月6日の委員会で決定された事項については、次の6項目であります。

1、会期は本日より3月19日までの9日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案等の委員会付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、議案第2号から議案第3号まで、議案第9号から議案第13号まで、議案第14号から議案第19号までを一括議題、一括採決とすること。

4、選挙第1号及び選挙第2号の選挙の方法は、指名推選とし指名の方法は議長による指名とすること。

5、一般質問の通告日は、3月10日、月曜日、正午までとすること。

6、議会の申し合わせ事項については、今後も引き続き、議会運営委員会で素案を協議すること。

以上であります。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行いました。

次に、3月10日の委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、同日正午に通告が締め切られました5名8件の一般質問の通告書の取り扱いについて、渡邊政司君の「災害発生時の村の減災対策について」、佐藤博水君の「記録的な大雪によって通行が寸断された時点での緊急交通手段や建物の倒壊被害を受けた方への撤去支援、再建への助成について」、渡邊明雄君の「観測開始以来の記録的な大雪の被害と対応について」及び「小学校の雪害と対応について」の4件の通告は、先月発生した豪雪関連の質問であり、ほぼ同一事項となることから、本人に通告取り下げを検討してもらい、小林利雄君の「豪雪に関する各種報告と今後の危機管理について」の一般質問に対する関連質問を、今回は例外的に認め、質問の機会を設けることが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 次に、同じく第4回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 三浦利雄君。

建設産業経済常任委員長（三浦利雄君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成25年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、12月24日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月6日午後2時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、委員会の閉会中の継続調査申し出の件です。

閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

また、その他事項として先月の大雪の件の話があり、佐藤博水委員より、住民の共助による雪かき運動実施の提案がありました。この件について協議を行い、今回の大雪を教訓に、住民の共助による意識づけ方法について、今後も調査検討を行うことにいたしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 次に、同じく第4回定例会において議決した広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。

広報常任委員長 渡辺 泉君。

広報常任委員長（渡辺 泉君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

1月23日午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第15号（案）について及び閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第15号について、レイアウト、記事内容等について協議し、先月2月1日に全戸配布をいたしました。

また、閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 次に、同じく第4回定例会において議決した鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長渡邊明雄君。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） 鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

2月13日午後1時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員9名と、職務のために議会事務局書記の出席がありました。招集に係る事件は、閉会中の継続調査申し出の件で、所管事務

の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎村長挨拶

議長（田中 稔君） 次に、村長より所信についての発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 平成26年第1回鳴沢村議会定例会に臨みまして、議員さん全員のご参会による開会をできますことをうれしく思いますとともに、敬意をあらわす次第であります。

議長さんから所信表明のお許しをいただきましたので、今定例会でご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、今後の村政運営についての所信の一端を申し上げさせていただきます。

先月の観測史上最多の積雪量となった記録的な大雪により、本村においても、工場や建物、農業用ハウスの倒壊等、数多くの被害が発生しております。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、国・県でも行う予定になっております災害対策についても、村でも十分検討しながらやらせていただく所存でありますので、議員の皆様方のご協力、ご支援をお願いしたいと思っております。

本日、東日本大震災の発生から丸3年が経過しましたが、被災地域の復興、福島第一原発への対応や被災者の帰還等、生活再建は依然として完全には解決しておりません。改めまして、犠牲になられた方々に哀悼の意をあらわし、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

なお、発災時刻の午後2時46分に、震災により犠牲になられ

た方々に対し哀悼の意をあらわすため、1分間の黙禱をささげていただきますようお願い申し上げます。

昨年9月には、2020年の東京オリンピック開催が決定し、長く続いた不況にも明るい兆しが差し込んでくるようになりましたが、地方にはいまだに景気の回復は浸透していません。今後は、地域経済の活性化につながる有効な経済対策が期待されているところです。

地方分権、地域主権の時代にあって、地方自治体の自主性と自立性が、今後ますます求められております。分権時代の地方自治は画一的で横並びの施策にとどまることなく、自治体それぞれが地域の良さや資源を再発見し、それらを有効に活用しながら、村づくりを行っていくことが求められております。

少子高齢化社会の進展により、医療や介護などに要する社会保障関連経費の大幅な増加をはじめ、老朽化する施設の維持管理費の増加や人口減少、高度情報化、国際化の中で福祉、教育問題、環境問題等、新たな多くの課題を抱えております。

厳しい財政状況のもと、国や県の動向も先行き不透明で予断を許さない状況ではありますが、地方分権時代にふさわしい地域に密着したきめ細かい行政サービスを行うことのできる基礎自治体としての責任を全うしてまいり所存でございます。

貴重な税金を一円も無駄にしない、強い意志のもと、行政運営の原則である最小の経費で最大の効果を生み出す行政運営に努め、財政健全化の維持を目指してまいりたいと考えております。

豊かな自然、地域における人と人との心の通い合いなど、私たちの身の周りに存在する課題と活動は、住民の皆さんの自助の努力とお互いに助け合う共助、そして事業や支援等を実施する公助が重なり合いながら機能しておりますので、地域の絆やつながりを深めていくことが大変重要であると考えております。

さて、今年度の県営中山間地域総合整備事業は、鳴沢地区の農道1号改良工事、農道1号全線舗装工事、臼田和第1、第2工区圃場整備、鳴沢地区畑地かんがい施設等、順次実施していく予定であります。

また、発生が懸念される東海地震、東南海地震、南海地震が連動して発生する、いわゆる三連動地震への備えが求められています。本年の防災訓練は8月31日に資機材の使用方法を組み込み、実際の避難所運営のノウハウ等、より現実に対応した形で自主防災会主導による実施を考えております。

先人は、天災は忘れたころにやってくるという言葉を教訓として残してくれています。災害は、何時、どこで発生するか、その予測は困難であると言われておりますが、東日本大震災以降、人と人との絆を改めて実感しました。地域における住民同士の助け合いが重要視されている中で、今後の減災は、自助、共助、公助を、今あるレベルよりさらに高めなければならないと思っております。特に、自分の命は自分で守るという意識を持って取り組む自助を強化することが必要であると思っております。

本年も、村の活性化とさらなるアピールを図るため、第5回富士・鳴沢紅葉ロードレース大会を10月26日の第4日曜日に実施する予定でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後、国・県の動向を着実に捉えながら、情熱を持ってリーダーシップを発揮し、住民と一体になって、おもてなしの心で、小さくとも輝く鳴沢村実現のため、これからさらに気を引き締め、山積みしている諸問題に誠心誠意取り組んでまいりますので議会と行政が両輪となって邁進できるよう、ご指導とご鞭撻を賜りますことを切にお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（田中 稔君） 以上で村長の所信表明を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（田中 稔君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの9日間と決定しました。

◎日程第4 議案第2号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第5 議案第3号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件

議長（田中 稔君） 日程第4、議案第2号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第5、議案第3号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 議案第2号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の根本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、及び道路法施行令の一部を改正する政令が、本年4月1日から施行されることに伴い所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、消費税率の引き上げに伴う使用料の額及び使用料の額を規定している別表を改正するものであります。

議案2ページをごらんください。

2ページが現行の使用料、3ページが使用料の改正案となっております。2ページの表中、上から4段目の種類が柱類、第1種電柱の1本につき1年の使用料額から上から8段目の種類が管類、外径が1メートル以上のものの長さ1メートルにつき、1年までの使用料額を3ページの下線の金額に改めるものであります。

前後いたしますが、1ページをごらんください。

備考欄第8号中、1.05を消費税率の引き上げに伴い1.08に改めるものであります。

附則として、施行期日を平成26年4月1日とするものであります。

以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第3号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

改正の理由は、議案第2号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例と同様であります。

改正内容としましては、消費税率の引き上げに伴う占用料の額及び占用料の額を規定している別表を改正するものであります。

議案1ページをごらんください。

条例中第7条第2項中、1.05を、消費税率の引き上げに伴い1.08に改めるものであります。

2ページをごらんください。

2ページから5ページまでが現行の占用料、6ページ以降が占用料の改正案となっております。

2ページの表中、占用物件、法第32条第1項第1号に掲げる

工作物、第1種電柱の1本につき1年の占用料額から5ページ上段の政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の占用面積1平方メートルにつき月額を、6ページから8ページの下線の金額に改めるものであります。

9ページをごらんください。

近傍類似の土地の時価に乗じる数値の改正であります。

政令第7条第8号に掲げる施設、トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるものから、10ページの政令第7条第13号に掲げる施設、その他までの占用面積1平方メートルにつき1年の近傍類似の土地の時価に乗じる数値を下線のとおりそれぞれ改めるものであります。

また、附則として、施行期日を平成26年4月1日とするものであります。

以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 現行から改正後になると消費税が上がるにもかかわらず、例えば、電柱1本につき1年で460円、360円、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、計算方法を教えてください。高くなるんだけれども安くなるということです。

例えば、議案第2号の2ページと3ページに関して、1本が460円ですね、改正後は360円になって安くなるし、どうしてこのようになるのか教えてください。

議長（田中 稔君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 道路法施行令の改正がありまして、それが金額は下がった金額になったことで、今回、この案のとおり、今後は現行から改正後の額になるものでございます。

議長（田中 稔君） 3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 1ページの説明とは違うということですか。

議長（田中 稔君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 消費税は1.05から1.08になるわけですけれども、道路法施行令の改正内容が、例えば使用料が現行の金額から改正後は下がった金額になったということで、今回、こういう条例を改正することを提案させていただきましたけれども。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号及び議案第3号の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号及び議案第3号の2件は原案のとおり決定しました。

◎日程第6 議案第4号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正

する条例を定める件

議長（田中 稔君） 日程第6、議案第4号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（渡辺安司君） 議案第4号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを考慮し、消費税相当額を増額するため、所要の改正をするものであります。

改正点は、第2条中、種類及び金額等の別表に村内のコンビニエンスストア等の事業系一般廃棄物の手数料として、1キログラムにつき30円に算出した額に100分の5を乗じて得た額を加えた額を1トンにつき3万3,480円に改正するものです。

金額の算定根拠は、現在、富士宮市内の民間処理事業者に村内の一般廃棄物の処理を委託しておりますが、この委託料に消費税8%を乗じた金額です。

なお、附則としまして、平成26年4月1日から施行するものです。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (田中 稔君) 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第5号鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を定める件

議長 (田中 稔君) 日程第7、議案第5号鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長 (渡辺一博君) 議案第5号鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

重度心身障害者医療費助成事業は、障害者が健康を保持し、地域で安心して生活を送るために重要な施策であります。平成20年4月より窓口無料化が始まり、平成23年度には県市町村の事業負担額は41億円を超えました。この増加軽費のうち、国民健康保険に係るペナルティの補填に要する経費が46%を占めており、診療時の窓口無料の利便に対し、その額の大きさ

や厳しい財政状況を考慮すると、税金の使い方としてさらなる工夫が必要となりました。

県はペナルティに要する負担を解消し、重度心身障害者の医療費を無料にする制度を堅持するとともに、ペナルティに要している県民の税金を障害者施策のさらなる充実に活用するため、平成26年11月1日より県内一斉に窓口無料方式から自動還付方式へ制度を移行することを提案し、市、町村会においても、制度見直し案が全会一致で承認され、それに伴い所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案の2枚目をごらんください。

第7条中、第1項及び第2項を第3項に改め、療養の給付等を受けようとする場合の後に、「（受給者が療養の給付等を受けようとする場合に限る）」を追加するものであります。

次に、第8条第1項全文を「助成金の支給は受給者またはその保護者の請求に基づいて行うものとする」に改め、2項を削除し、4項を2項に繰り上げ、3項全文を「村長は山梨県内に住所を有する保健医療機関等から、助成金の算定に必要な情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を受けたことをもって当該情報の提供に係る対象者に対する療養の給付等に係る助成金の支給に関し、第1項の請求を受けたものとみなすことができる」に改め、第5項を4項に繰り上げるものであります。

これらの改正により、受給者が保健医療機関等に受給者証を提示することで、療養の給付等の請求があったとみなし、自動還付方式で返還されることになるものであります。

附則として、この条例は平成26年11月1日から施行し、鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前に行われた療養の給付等に係る医療費助

成金の支給については、なお従前の例によるものであります。

以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 2ページの右側の3項について、保健医療機関等から助成金の算定の情報の提供ということで、本人にかわっての請求という形に見受けるといふことのようにですけども、保健医療機関等というところはどのようなものが該当するか、わかれば教えてください。

議長（田中 稔君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 保健医療機関等とは、県内の病院、医院、それから薬局が該当します。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 8 議案第 6 号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長（田中 稔君） 日程第 8、議案第 6 号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 議案第 6 号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、平成 23 年 8 月 18 日の改正省令により、指定介護保険福祉施設のユニット部分と、それ以外の多床室部分で別々の施設として認可指定を受けることとなりました。これに伴う定員数の減少により、県の指定から村の地域密着型施設として指定する必要があるため、その指定を行うために附則を追加するものであります。

改正内容としましては、議案の 2 枚目をごらんください。

「附則第 15 条、平成 26 年 1 月 1 日において現に在した特別養護老人ホームの建物については、第 15 2 条の規定を適用しない」を追加し、地域密着型施設として指定できるようにするものであります。

以上で議案第 6 号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） そうすると、富士山荘の場合は、ユニット型と分かれるわけですが、それはどんなふうに。旧建物と新の建物と分かれるわけですか。

議長（田中 稔君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 建物で分かれるというふうなことでなくて、その部屋ごとで分かれるとなります。

ユニット型の31床につきましては、今までどおり県の認可業務になりまして、それに残る19床は多床室、4人部屋の多床室として残っていますが、その部分について村の許認可に移るというふうなことで、建物で区分でなくて部屋のユニット型の個室と4人部屋で分かれることとなります。

議長（田中 稔君） 9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） そうすると、村で管理というのはどういう方法で管理、また同じように、デイサービスと同じように委託するわけですか。

議長（田中 稔君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 経営はあくまでも富士山荘で行いまして、その中で事務とか人員がしっかり確保できているとか、これは建設した当時に行うような検査なんですけど、面積がしっかりそれぞれのものを確保されているというふうなことを村のほうで定期的に調査をして、それに基づいて1年に1回、延長の許認可業務というか、認可を与えていくというふうなこととなります。あくまでも運営主体は富士山荘ということになります。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） そうすると、その施設へ入る人はもう村の人は本当に優先で入れてもらえるわけですね。

議長（田中 稔君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） その点なんです、19床というふうなことであります。今現在は、やはり待機者がいまして、この19床をすべて鳴沢の方で埋めてしまうと、介護保険の制度自体、鳴沢のほうの村の介護保険の給付費が莫大なものになりまして、富士河口湖なんかからも入所者が入ってきますので、あくまでもそれらを含めた中での待機者の優先順位がありますが、その鳴沢村の人が緊急性がある場合は優先順位は上げてもらえるというふうなことで確認はとれています。

議長（田中 稔君） ほかに質疑ありませんか。

9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） そうすると、ちょっと疑問が起こるんです。村で管理するというか、そういう村の地域密着型というようなことになると、鳴沢村だったら鳴沢村のほうで優先してもらわなければ、ちょっとおかしいような気がするんですけども。

議長（田中 稔君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 先ほども言ったように、ある程度、状況ですか、その方の状況によりまして、早急に入所が必要な方は入所するというふうなことで、やみくもに私も入りたいたいというふうなことで入所してしまうと、介護の保険料のほうにはね返って、保険料がかなり上がってしまうので、ある程度その辺はその人の状況を判断しながら優先順位を決めていきたいと考えています。

議長（田中 稔君） ほかに質疑ありませんか。

（「暫時休憩」の声あり）

議長（田中 稔君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

議長（田中 稔君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 19床の中で、予備のために空けておくようなベッド数はありますか。

議長（田中 稔君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 予備では空けてはありません。というのは、やはりそういった施設も営業目的、利益目的でやっていますので、そこが予備の部屋が空いていると、その分が収入が少なくなるというようなことで、こういったことについては、富士山荘以外のほかの施設でも、大体定員いっぱいになっています。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 確認したのは、1床でも空いておれば、村も優先的にそこに入れるかなど。特に緊急性が出た場合であれば、新たな事情があれば、そういう必要性もあるのかなどと思って確認したんですけれども、そういうことは考慮できるということはあるですか。考慮というか、予算的なことも含めながらだと思うんですが。

議長（田中 稔君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） やはり大体、常時満室になっていきますので、どなたかがそこから出ないと次の人がやっぱりどうしても入れないという状況があります。

待機者の中で、ある程度、先ほども言ったように、要介護度が5になってうちで見られない、家庭の状況でもう見られないという場合はそれを繰り上げて、退所が1人、入所者が1人が減った場合、そこをお願いをして優先的に入れてもらうというふうなことは可能だと思います。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） この施設費のあれは、村のほうは、今度は負担はどうなるわけですか。要するに、今までは富士山荘というか、施設自体で運営をされていて、今後もそのとおり運営するわけですけれども、今度、やっぱり地域密着型となって、この地域のものになるべく優先順位を与えるというように今とったんですけれども、そうした場合、今度は村のほうのかかる費用というか、そういうものは必然的に生まれるわけですか。

議長（田中 稔君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 費用というのは給付費という考え方でいいですか。

議長（田中 稔君） 9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） 給付費というのは、その管理費といたらおかしいけれども、管理はここでするわけですけれども、その余分に、何か今よりちょっとあれだからという、地域のほうで出すようなお金が出るわけですか。

議長（田中 稔君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） あくまでも、鳴沢村の人が、例えば1人入ると、その1人分の費用、給付費だけを介護保険で出す

ということだけです。それ以外の特別の補助とかそういったことは行っておりません。

議長（田中 稔君） 9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） それでやっぱり、現実的な話になるんですけども、村でも入りたくて、失礼ですけども富士山荘の場合で、名前出すんですけども、そこへ入りたくて順番待ちの人が多いですよね。ですから、こういうことをなるべくさっき昭一議員が言ったのですけれども、村の枠を、できたら、もう運営面で大変かもわからないし、村の負担が多くて大変になるかわからないけれども、そういうことを村自体でも考慮していったらどうかなと思うんですけども。

議長（田中 稔君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 先ほどから申し上げているんですが、やはり介護保険料の絡みがありますので、その辺はあくまでもその人の家族の状況とか、介護度なんかを見ながら、必要であれば、優先順位を上げるようにしていきたいと思います。

議長（田中 稔君） 9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） それは、村のほうで優先順位は決められるわけですか。

議長（田中 稔君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） あくまでも待機者の管理は富士山荘がしてしまして、村のほうで富士山荘に、これこれこういう事情がありますので優先順位を上げてくださいというお願いみたいな格好になります。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第7号富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協議会を組織する普通地方公共団体の数の減少及び富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約の変更について

議長(田中 稔君) 日程第9、議案第7号富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協議会を組織する普通地方公共団体の数の減少及び富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。教育長。

教育長(小林三郎君) 議案第7号富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協議会を組織する普通地方公共団体の数の減少及び富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協

議会規約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

平成26年3月31日に、富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協議会から都留市が脱退することに伴い、所要の改正をするものであります。

本協議会を設ける普通地方公共団体の数を減少させること、及び本協議会の規約を変更することについて、地方自治法第252条の6の規定により、その例によることとされている同法第252条の2、第3項の規定により議会の議決が必要であるため本案を提出するものであります。

以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 議案第8号建設工事請負契約の一部変更について

議長（田中 稔君） 日程第10、議案第8号建設工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 議案第8号建設工事請負契約の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

平成25年第2回鳴沢村議会臨時会の議決を経て締結した鳴沢村防災行政無線、デジタル同報系整備工事の請負契約につきまして、平成26年2月の大雪による工事の中断、また、再送信子局設置場所の地権者との協議が長引いていることから、工期を延長したく、変更契約を締結するものであります。

この契約は、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を必要とするものであります。

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第11 議案第9号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)

◎日程第12 議案第10号平成25年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

◎日程第13 議案第11号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

◎日程第14 議案第12号平成25年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第2号)

◎日程第15 議案第13号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議長(田中 稔君) 日程第11、議案第9号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)から、日程第15、議案第13号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 議案第9号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)から、議案第13号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)までの5件につきまして、

提案理由をご説明申し上げます。

平成25年度の各会計歳入歳出予算の総額に緊急を要するものとして、新たに1億489万3,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を29億6,455万5,000円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、村道除雪事業1,752万6,000円、中山間地域総合整備事業1,075万9,000円、国民健康保険特別会計繰出金245万6,000円、保育所運営事業190万6,000円、社会福祉行政諸費170万9,000円などのほか、年度末までに見込まれる不用額の減額で、これらに要する財源として村税3,180万1,000円、ゴルフ場利用税交付金1,400万円、特別交付税4,000万円、普通交付税7,373万9,000円などを見込み、その差額相当額の1億3,243万8,000円を財政調整基金に積み立てるものであります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成25年度予算と平成24年度から平成25年度に繰越明許させていただいた予算の総額は30億3,470万3,000円となります。

また、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、庁舎等管理費2,795万5,000円、防災行政無線維持管理事業8,299万円、道の駅なるさわ運営事業825万円、次世代育成支援対策事業557万3,000円、中山間地域総合整備事業375万円、村道改良事業1,950万円、消防施設等整備管理事業8,964万8,000円、公民館管理運営事業2,556万円、水道整備事業1,002万3,000円の9事業、計2億7,324万9,000円を平成26年度へ繰り越すものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれまして

も、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第9号から議案第13号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号から議案第13号までの5件については、会議規則第36条第1項の規定により予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第16 議案第14号平成26年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第17 議案第15号平成26年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第18 議案第16号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第19 議案第17号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第20 議案第18号平成26年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第21 議案第19号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（田中 稔君） 日程第16、議案第14号平成26年度鳴沢村一般会計予算から、日程第21、議案第19号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第14号平成26年度鳴沢村一般会計予算から、議案第19号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別

会計予算までの6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第14号平成26年度鳴沢村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額18億6,918万円で、前年度比9.2%、1億5,771万9,000円の増となりました。

景気は徐々に回復していると言われておりますが、地方への波及効果はまだまだであり、村税収入をはじめとする経常一般財源が引き続き減少傾向になっておりますが、可能な限り国・県支出金などの特定財源を積極的に確保した上での予算編成を行いました。

主な歳出といたしましては、庁舎東棟の耐震化及びクラック補修等工事2,730万円、かねてから懸案となっておりました道の駅なるさわ物産館入り口自動ドア・搬入口車寄せ設置工事に、地域の元気臨時交付金基金を活用し1,650万円、社会資本整備総合交付金を活用した村道改良事業7,828万9,000円、排水池維持管理事業2,882万2,000円、また、住民情報システムの入れ替えをはじめとする電算機器整備管理事業に1億1,911万1,000円、前年度比1億278万7,000円の増となっております。そのほか、一昨年からの河口湖南中学校校舎改築工事分担金を3,232万2,000円計上しております。

歳入につきましては、村税が前年度比1.3%、950万3,000円減の7億2,569万4,000円となりましたが、国庫支出金は前年度比1.4%、179万3,000円増の1億3,380万円を見込むなど、重ねて申し上げますが、国・県支出金等の積極的な確保を図っております。不足する財源につきましては、財政調整基金など2億6,478万3,000円を繰り入れます。

続いて、議案第15号平成26年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算から議案第19号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの5件につきましては、各特別会計の歳入歳出合計といたしまして、7億8,420万2,000円で、前年度比5.3%、3,935万9,000円の増となっております。

以上が平成26年度一般会計並びに特別会計の予算概要となりますが、引き続き、歳入の確保及び歳出の節減・合理化に努め、健全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましても特段のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第14号から議案第19号までの6件についての提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第19号までの6件については、会議規則第36条第1項の規定により予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（田中 稔君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は3月12日から18日までの7日間、休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は3月12日から18日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は3月19日午後1時15分から再開いたします。本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年3月11日

議会議長

署名議員

署名議員

平成26年3月19日再開

1、出席議員

| | |
|----------|----------|
| 1番 小林 昭一 | 2番 渡邊 政司 |
| 3番 渡邊 明雄 | 4番 佐藤 博水 |
| 5番 小林 茂澄 | 6番 三浦 利雄 |
| 7番 渡辺 泉 | 8番 小林 利雄 |
| 9番 渡辺 久男 | 10番 田中 稔 |

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

5、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第9号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算
(第4号)
- 日程第4 議案第10号平成25年度鳴沢村国民健康保険特別会
計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第11号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会
計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第12号平成25年度鳴沢村介護保険特別会計補
正予算(第2号)

- 日程第 7 議案第 13 号平成 25 年度鳴沢村後期高齢者医療特別
会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 14 号平成 26 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 9 議案第 15 号平成 26 年度鳴沢村国民健康保険特別会
計予算
- 日程第 10 議案第 16 号平成 26 年度鳴沢村簡易水道事業特別会
計予算
- 日程第 11 議案第 17 号平成 26 年度鳴沢村介護保険特別会計予
算
- 日程第 12 議案第 18 号平成 26 年度鳴沢村介護予防支援事業特
別会計予算
- 日程第 13 議案第 19 号平成 26 年度鳴沢村後期高齢者医療特別
会計予算
- 日程第 14 同意第 1 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選
任に同意を求める件
- 日程第 15 選挙第 1 号鳴沢村選挙管理委員会委員選挙の件
- 日程第 16 選挙第 2 号鳴沢村選挙管理委員会委員補充員選挙の
件
- 日程第 17 一般質問
- 追加日程第 1 鳴沢村議会議長辞職の件
- 追加日程第 2 選挙第 3 号鳴沢村議会議長選挙の件
- 追加日程第 3 選挙第 4 号鳴沢村議会副議長選挙の件
- 追加日程第 4 選任第 1 号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件
- 日程第 18 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 1 時 1 6 分

議長（田中 稔君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡邊政司君、渡邊明雄君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 2 5 年第 4 回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は、自席にて報告を行って下さい。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、4 番 佐藤博水君。

4 番（佐藤博水君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日 1 4 時より招集され、平成 2 5 年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第 4 回定例会が行われました。

出席者は議員 1 8 名と、会議事件説明のため執行部 2 名の出席がありました。

本会議における会議事件は 6 件で、まず、補欠議員の議席の指定、会議録署名議員の指名があり、会期が 2 5 日から 1 日間

と決定されました。

次に、常任委員会の所属についての指定がありました。

続いて、議案第12号一般会計補正予算（第2号）について事務局から歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ612万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億2,046万1,000円とする提案説明があり、原案のとおり可決しました。

次に、美化協議案第4号平成25年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,639万4,000円とする提案説明があり、原案のとおり可決され、閉会しました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 河口湖南中学校組合議会、5番 小林茂澄君。

5番（小林茂澄君） 5番 小林茂澄。

平成25年河口湖南中学校組合議会第5回臨時会についての報告をさせていただきます。

平成25年12月26日午後2時30分より招集され、第5回臨時議会が行われました。

議員15名と、会議事件説明のために組合長をはじめ関係者13名の出席がありました。

会議事件2件で、内容といたしましては、議長及び副議長の選挙について。議長は船津地区より渡辺喜久男君が、副議長に当村より小林昭一君が選出されました。

続きまして、専決処分の承認を求めることについて。リビエラホールディングスより162万2,000円の寄附をいただき、先方の希望により備品を購入したものと報告され、承認されました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 富士五湖広域行政事務組合議会、6番 三浦利雄君。

6番（三浦利雄君） 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

2月20日午後2時40分より本会議が招集され、会議が行われました。

会議には、議員18名と会議事件説明のため代表理事、堀内茂富士吉田市長、小林 優鳴沢村長をはじめとした理事、事件説明のため執行部数人の出席がありました。

本会議においては、まず、会期が20日、21日の2日間と決定されました。

会議事件は、選任第1号組合常任委員の補欠選任、議案第1号一般会計予算、議案第2号ふるさと振興整備事業特別会計予算、議案第3号富士五湖聖苑特別会計予算、議案第4号消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定、議案第5号職員給与条例の一部改正、議案第6号職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正、議案第7号消防手数料条例の一部改正、議案第8号火災予防条例の一部改正の9件でございました。

まず、予算関係議案につきましては、議案第1号一般会計予算、歳入歳出総額12億6,759万円、議案第2号ふるさと振興整備事業特別会計予算歳入歳出総額2,154万7,000円、議案第3号富士五湖聖苑特別会計予算、歳入歳出総額1億5,123万5,000円で、いずれも予算特別委員会に付託し、審議されました。

その他の主な議案については、まず議案第4号消防長及び消防署長の資格を定める条例は、消防組織法の改正に伴い、消防長

及び消防署長の資格を新たに規定したものでございます。

議案第7号消防手数料条例の一部改正は、消費税の税率引き上げに伴い、タンク貯蔵所等の審査手数料の引き上げで、議案第8号火災予防条例の一部改正は、消防法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の整備を行ったもので、この2件については消防委員会に付託、審議されました。

以上9件について、審議の結果、21日の本会議でいずれも可決されました。

以上で富士五湖広域行政事務組合についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 青木が原ごみ処理組合議会、3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

平成26年第1回組合議会定例会が、2月20日午前9時30分に招集されましたが、大雪の影響で会議は開催されませんでした。

執行部からは、同日付の文書で、今回の大雪については、事務以外に住民の苦情対応と、道路状況や3月定例議会もあるため、会議は行わないことと、平成25年度に中央市が脱退することに伴う町村負担金の増はあるが、大きな事業は予定しておらず、通常の業務となるため、総額3,315万1,000円の平成26年度青木が原ごみ処理組合一般会計予算書を送付するので、何かあれば連絡をいただきたい、また、事前の了承をお願いしたい旨の通知がございました。

なお、この平成26年度一般会計予算の件につきましては、地方自治法の規定により同日に専決処分が行われた旨、事務局より報告を受けましたのでご報告いたします。

以上で、青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了いた

します。

議長（田中 稔君） 青木ヶ原衛生センター議会、7番 渡辺 泉君。

7番（渡辺 泉君） 青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

平成26年第1回議会定例会が、2月20日、午前10時10分に招集されましたが、大雪の影響で会議は開催されませんでした。

先ほどの青木が原ごみ処理組合の報告と同様に、執行部からは、同日付の文書で、今回の大雪については、事務以外に住民の苦情対応と、道路状況や3月定例議会もあるため会議は行わないが、平成26年度には大きな事業は予定しておらず、通常の業務となるため、総額5,459万8,000円の平成26年度青木ヶ原衛生センター一般会計予算書を送付するので、何かあれば連絡をいただきたい。また、事前の了承をお願いしたい旨の通知がございました。

なお、この平成26年度一般会計予算の件につきましては、地方自治法の規定により、同日に専決処分が行われた旨、事務局より報告を受けましたのでご報告いたします。

以上で、青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

平成26年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月21日午後2時より開催されました。

議員19名と会議事件説明のために広域連合長石井由己雄君をはじめ、執行部及び事務局11名の出席がありました。

会期は2月21日1日間と決定されました。

会議事件は6件で、内容としましては、山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員の選任について、これは議長による指名推選で井上達雄君が選任されました。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について。

まず最初に、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について。

1番目として、平成26年度及び平成27年度の保険料率の見直しを行うとともに、賦課限度額の改定を行うものであります。

2番目として、均等割額の5割軽減及び2割軽減の軽減対象の拡大を図るものです。

3番目として、被用者保険の被扶養者であった被保険者などへの保険料負担の特例措置を平成26年度以降の各年度においても継続するものです。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例について。

これは1番目として、平成26年度以降の各年度においても基金を処分し、保険料を軽減する財源に充てるための規定を加えるものです。

2番目として、条例の効力を1年延長し、平成27年3月31日までとするものです。

これは原案のとおり可決されました。

次に、平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,443万1,000円を増額し、それぞれ945億6,075万8,000円とするもので

す。

歳入の主な内容ですが、国庫補助金として交付される人間ドック事業に対する調整交付金の増額、著しく高額な医療の給付に係る共同事業交付金の増額及び医療交付金の不足分などに充当するための基金繰入金の増額、並びに市町村負担金である保険料軽減分を補てんする負担金の減額などです。

次に、歳出の主な内容ですが、審査件数の増加による保険給付費の増額、健康保持推進事業実施市町村への補助金の増額、及び国庫補助金等の精算に伴う返還金の増額、並びに国庫補助金等返還金に充当するための基金積立金の減額などです。これは挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に、平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、これは歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,770万7,000円です。前年度と比較して255万3,000円の増額となっています。これは挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に、平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、これは歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ940億7,625万2,000円です。前年度と比較して4億8,224万6,000円の増額となっています。

特別会計については、被保険者からの保険料、国、県、市町村からの負担金及び支払基金からの支援金などを財源として医療給付を主に行います。これは原案のとおり可決されました。

次に、後期高齢者医療制度に関する意見書提出についてを議題とされました。提案者であります深澤平助君より説明がありました。結果、挙手少数で否決されました。

以上で平成26年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定

例会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 次に、3月17日に建設産業経済常任委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

建設産業経済常任委員長、三浦利雄君。

建設産業経済常任委員長（三浦利雄君） 6番 三浦利雄。

建設産業経済常任委員会開催の報告をさせていただきます。

3月17日、午前9時45分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と、会議事件説明のため村長はじめ総務課長、振興課長、住民課長、農政担当2名、消防防災担当、生活環境担当、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

招集に係る事件は、先月の大雪による建築物の倒壊被害及び被害に対する村の対応予定についての件です。

会議に先立ち、今回の大雪で被害を受けた佐藤工業及び原木工、また渡辺豊富氏の農業用ハウスの現場視察を実施しました。

視察には、富士・東部林務環境事務所長ほか担当職員の出席をはじめ、村長、総務課長、住民課長、生活環境担当、議会事務局書記が同行し、また、堀内詔子衆議院議員と、渡辺英機県議会議員にも同行していただき、視察を実施しました。

視察後の会議では、担当課より、大雪により被害を受けた建築物及び農業用ハウスの報告がありました。現在、建物等29件、農業用ハウス57件が全壊もしくは一部損壊の被害がある旨報告されました。

執行部からは、これらの雪害対策について、工場や車庫などの被害についても、生活環境の保全上、環境省の災害廃棄物処理事業を活用し、また、農水省の被災農業者向け経営体育成支援事業等も活用していきたい旨の提案と、廃棄物の排出者の努力義務として、有価物に関しては各自で売却などをして廃棄物の

全体量の削減に努める、いわゆるリサイクルの推進も行いたい旨の提案がありました。

委員からは、雪害によって受けた農家の営業損失の補てんなどについての要望意見がありましたが、この件については、現在、補助制度などの方針が国や県で結論が出されていないことから、今後、雪害被害に遭われた方の各種支援策がはっきり固まった時点で、さまざまな事業の調査検討を十分行い、該当するものがあれば積極的に補助制度を活用してもらいたい、また、関係機関への要望活動も十分行っていただきたい旨を求めました。

なお、先ほどの執行部案については、建設産業経済常任委員会の総意として支持することに決定いたしました。

以上で、3月17日に開催しました、建設産業経済常任委員会の報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第9号平成25年度鳴沢村一般会計補正
予算（第4号）

◎日程第4 議案第10号平成25年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）

◎日程第5 議案第11号平成25年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計補正予算（第4号）

◎日程第6 議案第12号平成25年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算（第2号）

◎日程第7 議案第13号平成25年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計補正予算（第3号）

議長（田中 稔君） 日程第3、議案第9号平成25年度鳴沢村一
般会計補正予算（第4号）から、日程第7、議案第13号平成
25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）ま

での5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、渡邊明雄君。

予算決算常任委員長（渡邊明雄君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第9号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）から、議案第13号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの5議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（田中 稔君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから、一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号から、議案第13号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第9号から議案第13号までの5件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（田中 稔君） 起立全員です。

したがって、議案第9号から、議案第13号までの5件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第8 議案第14号平成26年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第9 議案第15号平成26年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第10 議案第16号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第11 議案第17号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第12 議案第18号平成26年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第13 議案第19号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（田中 稔君） 日程第8、議案第14号平成26年度鳴沢村一般会計予算から、日程第13、議案第19号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算

常任委員長、渡邊明雄君。

予算決算常任委員長（渡邊明雄君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第14号平成26年度鳴沢村一般会計予算から、議案第19号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの合計6議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月13日及び14日、並びに17日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された6議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出された質疑、意見等について、十分に予算執行に活かされるよう、一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（田中 稔君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから、一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号から議案第19号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第14号から議案第19号までの6件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(田中 稔君) 起立全員です。

したがって、議案第14号から議案第19号までの6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第14 同意第1号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件

議長(田中 稔君) 日程第14、同意第1号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長小林 優君。

村長(小林 優君) 同意第1号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡辺茂富氏が3月31日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、引き続き渡辺茂富氏を選任したいと思っております。

ご存じのように、人格高潔で適任と認められますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。ご審議の上、同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(田中 稔君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(田中 稔君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第15 選挙第1号鳴沢村選挙管理委員会委員選挙の件

議長(田中 稔君) 日程第15、選挙第1号鳴沢村選挙管理委員会委員の選挙を行います。

ここで選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指
名することに決定しました。

鳴沢村選挙管理委員会委員に、鳴沢村715番地、渡辺英男君、
鳴沢村8, 529番地286、渡辺 正君、鳴沢村3, 494
番地3、渡邊繁樹君、鳴沢村3, 154番地、小林 清君、以
上の方を指名いたします。

お諮り致します。ただいま議長が指名しました方を、鳴沢村選
挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま
指名しました渡辺英男君、渡辺 正君、渡邊繁樹君、小林 清
君、以上の方が鳴沢村選挙管理委員会委員に当選されました。

◎日程第16 選挙第2号鳴沢村選挙管理委員会委員補充員 選挙の件

議長（田中 稔君） 日程第16、選挙第2号、鳴沢村選挙管理委
員会委員補充員の選挙を行います。

ここで、選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に
より、指名推選に致したいと思えます。これにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指
名することに決定しました。

鳴沢村選挙管理委員会委員補充員に第1順位、鳴沢村2，60
1番地、渡邊信也君、第2順位、鳴沢村599番地5、小林澄
旺君、第3順位、鳴沢村4，262番地、渡邊 潔君、第4順
位、鳴沢村1，806番地、小林賢太郎君、以上の方を指名い
たします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を、鳴沢村
選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、渡邊信也君、第
2順位、小林澄旺君、第3順位、渡邊 潔君、第4順位、小林
賢太郎君、以上の方が補充順序のとおり、鳴沢村選挙管理委員
会委員補充員に当選されました。

◎日程第17 一般質問

議長（田中 稔君） 日程第17、一般質問を行います。

ここで、一般質問通告取り下げの報告をいたします。

3月10日に渡邊政司君から通告のありました「災害発生時の
村の減災対策について」、佐藤博水君から通告のありました

「記録的な大雪によって通行が寸断された時点での緊急交通手段や、建物の倒壊被害を受けた方への撤去支援、再建への助成について」、渡邊明雄君から通告のありました「観測開始以来の記録的な大雪の被害と対応について」及び「小学校の雪害と対応について」の4件の質問は、本人より通告取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

ここで、一般質問に対する関連質問の取扱いについて、お諮りいたします。

小林利雄君の「豪雪に関する各種報告と今後の危機管理」についての一般質問に対する関連質問を、今回は例外的に認め、関連質問の機会を設けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。

よって、小林利雄君の「豪雪に関する各種報告と今後の危機管理」についての一般質問に対する関連質問を行うことに決定しました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

小林利雄君からの、豪雪に関する各種報告と今後の危機管理についての質問を許します。8番 小林利雄君。

8番(小林利雄君) 8番 小林利雄。

豪雪に関する各種報告と今後の危機管理について、村長に質問します。

2月14日からの記録的な大雪により、国道をはじめとする幹線道路が遮断され、山間地においては、孤立する集落が多くの県で発生し、また、残念ながら死亡する方もありました。国の対策本部設置は数日後。県でも被害情報などの収集や情報提供のおくれが目立つなど、危機管理の甘さが大変な問題になりま

した。

幸い鳴沢村では、建設業者などの協力により、除雪が比較的早く行われましたが、多くの農業用ビニールハウスや工場、物置や車庫などが倒壊するなどしました。今回のこの豪雪による村の被害状況と村で行った対策、課題などを報告してください。

また、異常気象により、これからも記録的だとか想定外などと言われる豪雨や豪雪をはじめ、土砂崩れ、大地震、富士山噴火などの災害発生が懸念されます。地域防災計画以外にも、それぞれの事象に応じた詳細な防災対策マニュアルなどの整備が必要だと思うが、その考えはありますか。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えします。

まずもって、今回の記録的な大雪によって、家財等に損害を受けた方々に衷心からお悔やみ申し上げますとともに、帰宅困難者に善意で食料等を配布していただいた方々や、昼夜を問わず村内の除雪を行っていただいた建設業者の方々にお礼を申し上げさせていただきます。

今回の大雪によって、幸いなことに人的被害はありませんでした。建物被害は3月12日時点で、住居3件の一部損壊、工場6件、車庫7件、倉庫13件とビニールハウス57棟の破損を把握しております。

大雪への村の対応としては、私が手術後で歩いて登庁できないなどのことがありまして、防災担当の報告を受け、2月15日午後4時45分に災害対策本部を設置し、総務課7名、福祉保健課4名、振興課3名に参集してもらい、これに日直をあわせ、鳴沢村保健センターを帰宅困難者の休憩所として開放するとともに、渋滞により国道から動けない方々には、職員が直接開設した旨を話し、またコンビニエンスストアには、開設したこと

の連絡とチラシによる周知を行いました。夜間は総務課 3 名、福祉保健課 1 名、宿直 1 名の 5 名で対応していただき、2 月 16 日日曜日には総務課 4 名、福祉保健課 3 名、振興課 3 名と日直の 1 1 名によって対応等をしていただきました。

保健センターを 15、16 日午後 1 時 30 分まで合計 25 名の方が利用され、16 日には栄養士、ボランティアなどの数名の方にご協力をいただき、炊き出しを行いました。

午後にはハイランドリゾートから帰宅困難者の受け入れ可能の電話があり、国道富士宮方面への除雪の見通しが立たないことや、長期の避難も考えられ、ハイランドリゾートへの受け入れをお願いし、20 名の希望者に移動をしていただきました。

別荘地域の関係では、管理事務所と連絡をとり、孤立件数の確認と今後の除雪の見通しを確認しました。村道の除雪への対応では、業者ごとに担当路線を指定して除雪を行っていますが、大雪に伴い、業者に担当区域外の応援要請、除雪後の搬出置き場の確保、これは農協集出荷場裏、林間公園駐車場、ジラゴンノ運動場等への残雪搬出の指示を行いました。

防災無線により除雪作業を効率的に行うため、外出を控えていただくようお願いや、除雪作業に伴う随時通行止めの放送、落雪時の注意情報など放送を行い、ホームページには交通情報などを掲載いたしました。

17 日の月曜日には、職員全員平常の出勤をし、山梨県の災害対策本部が立ち上った 17 日には、20 日から再び雪が降り出すことを危惧し、自衛隊による除雪の依頼や食料の提供、また大雪により建物被害に遭われた方々の復興の面から、災害救助法適用地域への指定申請を行い、同日指定されました。また、再度積雪の可能性があることから、各管理事務所と連絡をとり、孤立している世帯合計 123 人に 3 食 3 日間分の備蓄食料の配

布を各別荘管理事務所に依頼しました。

災害時要支援者等の関係では、17日に透析患者、高齢者世帯、ひとり暮らし、生活保護、障害、介護保険、母子名簿を基準に、福祉保健課職員で分担して安否確認を実施し、除雪状況や健康状態、食料、燃料、医療の面から、緊急性を要する方13名をピックアップして、職員による敷地内の除雪と薬や食料の配布をいたしました。

また、自家用車が雪に埋もれて食料の調達が困難であった高齢者世帯や生活保護世帯など8世帯に対して、フードバンクから提供していただいた食料を配布いたしました。

道の駅なるさわでは、第1駐車場の一部を除雪した後、16日から指定管理者のJA鳴沢村が帰宅困難者へ休憩所の終日開放を行い、村の備蓄品の毛布50枚の配布や18日までの3日間、帰宅困難者の方々へ無料で食事を提供していただいたと伺っております。

また、17、18日の2日間は、道の駅滞在中の帰宅困難者の方に日中いきやりの湯を無料開放し、18日は国道の除雪の見通しが立ったため、道路規制情報などを記した資料を作成し、帰宅困難者へ配布いたしました。

鳴沢小学校では、17日から19日までを臨時休校とし、20日、21日と始業時間の遅延の措置をとりました。

また、通学路の確認を行い、国道の歩道が通行できないことから、通学路変更の周知を行うとともに、遊学館での外遊びの制限や雪崩などの二次災害に対応するため、避難所となっている体育施設などの除雪を行いました。

保育所では、保護者へ14日に早目のお迎えをお願いし、17日臨時休園、18日、19日は無理な登所を控えていただき、お弁当持参で開園し、20日からは給食を実施しました。

今後の課題としては、記録的な大雪であったことから、災害対策本部の運営がうまくいかず、各課への連絡が困難であったこと、除雪に関しては、業者数、業者それぞれの従業員数には限りがあり、孤立世帯解消を優先したため、除雪区域内の除雪完了には時間がかかったこと、要支援者台帳に記載されているが、連絡がとれない世帯が別荘地内でありました。これらについては再検討を行いたいと考えています。

最後に、各種マニュアルの整備の関係では、村では平成24年度に土砂災害ハザードマップを作成しており、地域防災計画に土砂災害、富士山噴火、地震についての避難場所や避難指示などの発令基準についても明確にしていく予定であります。今回の大雪を受け、鳴沢村でも孤立集落が発生したことから、山梨県などの動向に注視し、大雪や台風に対する計画などに対応した各種計画の策定も検討したいと考えております。

まずもって私が手術した後だったもので、歩いて登庁ができなかったことが、災害対策をおくらせた原因かとも考えておりますので、これを機会にどういうふうに登庁できるかも改めて考え、検討させていただきたいと思っております。

以上で小林利雄議員への答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 質問ありますか。

8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 転ばぬ先のつえ、備えあれば憂いなし。災害は忘れたころにやってくる。先人はいろいろ体験して、危機管理の大切なことを教えております。

異常気象により、これからも大きな災害が発生して、一定地区だけでは対応できないこともあると思います。そのようなときに頼りになるのが、人と人とのつながりです。海のあるまち、あるいは都会のまちとの姉妹提携をする、コンビニ、ガソリン

スタンドと災害協定を結んでおくこと、自助、共助の啓発も必要だと思います。

いずれにしても経費のかかることですから、限界はあります。しかし、後の後悔先に立たずということにならない対策を期待して、質問を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で小林利雄君の一般質問を終わりますが、ここでこの質問に対する関連質問を行います。

関連質問はございますか。2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

関連質問をいたします。

災害発生時の村の減災対策について、村長にお伺いいたします。

今回の大雪では、各地で渋滞による帰宅困難者が発生し、車内にとどまる人も大勢いました。この状況の中で、大月市や都留市では、区域内にいる人にエリアメールで避難所開設情報を出し、帰宅困難者には一時避難場所として市内の各施設を開放していました。

また、除雪作業がスムーズに行えるよう、防災無線で道路に放置する車のキーは取りつけたままにする旨と、車の使用制限をしていました。新たな情報が入らない中で車内にとどまっているのは大変不安なことであり、二次災害に巻き込まれる危険性もあります。広い面積を有している鳴沢村では、地震や噴火等の災害発生時には、さまざまな情報を収集して、適宜に発信することが求められます。情報伝達についての村の対応策を教えてください。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林優君。

村長（小林 優君） 現在、村が保有している情報伝達手段としては、防災行政無線、携帯電話3社によるエリアメール、安心安全メール、職員や組役員、消防団への伝達を行う参集メールが

あり、平成26年度には防災行政無線のデジタル化にあわせて、防災行政無線やエリアメールを一括して送信できるシステムを構築する予定です。

今回の雪の災害では、国道の交通状況や落雪などへの注意で防災行政無線と登録制メールを災害対策本部関連で参集メールを使用いたしました。国道、県道は今までは除雪範囲が村の関係ではないという観念から、車の放置というところまでは頭が廻らなく、村内はある程度対応できたかと思いますが、このような大雪になると、国道、県道をも対象にした除雪、また帰宅困難者への対応も考えていかなければならないと思いますが、先ほど申し上げましたように、国道にとまっていた帰宅困難者は歩いて行って迎え入れ、また道の駅の近くでは、道の駅に駐車して、そこで対応していただいたような状況です。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 災害の対応、いろいろでありましたけれども、この広い面積を有している鳴沢村では、被害の状況を的確につかんで、一般の観光客にも伝達することが求められます。その刻々と変化する状況をどのような形で収集するのか。その手段がありましたら、報告をお願いいたします。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林優君。

村長（小林 優君） 今、先ほど申し上げたように、平成26年度に防災行政無線やエリアメールをしますので、その状況を見ながらいろいろ考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（田中 稔君） 他に、関連質問はありますか。4番 佐藤博水議員。

4番（佐藤博水君） 小林利雄議員の一般質問に関連して、村長に

お伺いいたします。

自然の災害記録を更新する甚大な被害をもたらした降雪により、さまざまな多くの課題を残し、早急にこの課題に対応しなければと考えます。車の立ち往生、国道等の通行が寸断される等の事項が発生し、車社会の当県では陸の孤島となり、緊急要請される救急車の活動範囲が制限される。出動を要請されても身動きできない状況であります。県内では5人もの方が尊い命を落とされました。人命救助優先を考えると、想定外でない次の大雪災害に備え、緊急時の迅速な移動手段の対応策として、大型スノーモービルを備えたらどうかと考えます。

ふじてんスノーリゾートや村内で所持している方との委託契約等も一つの方法ではないかと考えられると思いますが、村長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（田中 稔君） 村長 小林優君

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の質問にお答えします。

今回のような大雪の際には、スノーモービルがあれば、緊急を要する方の救助や食料等の配布が安易に行えるのではないかとというようなご質問ですが、スノーモービルは公道を走るためには製造されていないため、公道を走るには、ウインカーやブレーキランプなどの保安部品を整備し、ナンバー登録しなければなりません。

また、ヤマハなどのメーカーの担当者が言うには、整備されていない新雪上の走行は大変危険であり、熟練の技術が必要ということ、購入後のメンテナンス等といった維持管理の問題点もありますので、村での購入は難しいかと思えます。

村内で所有している方は知りませんが、スキー場にはありますが、この前のような大雪では、天神山へ行くまでの手段がなく、あそこも2日間ばかり孤立のような状況でした。そんなこ

とも踏まえ、提携先があれば、またこれも考えてみたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水。

ぜひいろいろな方面から研究していただいて、他のことでも準備・検討していただければ、また安心できるんじゃないかと思います。よろしくお願いします。

議長（田中 稔君） ほかに関連質問ございませんか。

3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄です。

関連質問をさせていただきます。

今回非常に役場職員の皆さんが動いてくれたということで、大変ご苦労さまでございました。別荘の方で、急に具合が悪くなって、役場職員に来てもらって、おかげで何とか助かったなどということも聞き及んでいます。

それで、一つ教えてもらいたいのですが、まず、消防防災についての問題点、それから村の除雪補助金の状況、それから近隣の市町村は除雪機を役場で準備して、業者さんに貸し出した、それが今回非常に役に立ったと聞いているところです。

それで、今回役に立ったのがロータリー式の除雪機で、それが非常に役に立った。

今後も想定外というような大雪が想定されるかもしれませんので、その辺の準備もされたらどうかなと思います。その辺の考えを教えてください。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林優君。

村長（小林 優君） 村道の除雪補助金の状況については、これは別荘地へ行く村道になっておりますが、村道認定道路除雪事業

補助金交付要綱の積雪深に基づき、村の基準による平米単価により算出した基準額の2分の1以内か、交付申請額、これは事業費2分の1のいずれかの低い額を予算の範囲で補助金として交付するという取り決めになっております。

平成20年6月10日、富士観光開発株式会社と村道維持管理についての協定書を締結しており、村道2の5号線の一部と、村道683号線については補助金を交付しております。

それと、消防防災の問題点は、先ほどの小林利雄議員、渡邊政司議員に対する説明のとおりであります。その他の件については、振興課長に答弁させます。

議長（田中 稔君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 除雪機なんですけれども、ロータリー式のものですけど、大変効率よくて、除雪には向いています。ただし、山中湖村で相当前に購入されたと思うんですけど、2,000万から3,000万という非常に高額なものであります。

また、通常のタイヤブルの運転と違いまして、専用のオペレーター、それに熟知した方が運転するというようなことがあります。

さらには、維持管理的な経費も当然かかってくると思います。今回の大雪につきましては、何百年とか、明治以来とかという、非常に多い降雪量でありました。その辺を加味しまして、村で購入することが必要かどうかということは、今後よく考えるべきことだと思っております。

議長（田中 稔君） ほかに関連質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 以上で、小林利雄君の一般質問に対する関連質問を終わります。

次に、冬季の観光客増加に向けたイベントの開催についての質

問を許します。2番 渡邊 政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

冬季の観光客増加に向けたイベントの開催について、村長に質問いたします。

今年、大石地区では、雪遊びできる富士山雪まつりを開催しました。鳴沢村でも冬季のイベントを開催すれば、観光客の少ない冬でも集客できるものと考えます。

J A集出荷場から生き生き広場までの溶岩壁を活用して、ナイアガラの滝のようなイルミネーションや、空き地に氷のオブジェ等を設ければ、スキー客も含め、冬季でも観光客をふやすことができるのではないのでしょうか。イルミネーションにかかわる費用は、再生エネルギーであるソーラーパネルによる発電と売電で安価に抑えることもできます。

道の駅、温泉、スキー場、民宿と連携しながら観光客の少ないこの時期に滞在型の観光客をふやしていく考えはありますでしょうか。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林優君。

村長（小林 優君） 現在のところ、冬季の観光客増加に向けてのイベント開催などについては、具体的に計画はございませんが、閑散期の誘客はかねてからの課題でありますので、今後検討していかなければならないと考えております。

ご提案いただきましたJ A集出荷場から生き生き広場までの溶岩壁を活用したイルミネーションについては、大石公園で開催された光のナイアガラ&ウエーブのようなイメージかと思いますが、ひらけた大石公園とはシチュエーションがかなり違いますので、視界を遮ることなく、イルミネーションを見渡せるような環境に整備するには困難であり、また落石等の危険も含め、誘客につながるようなものをつくるのは厳しいかと考えており

ます。

また、太陽光の活用につきましても、イルミネーションの点灯は夜間になりますので、蓄電池などを整備しないと、太陽光パネルの活用ができないかと考えます。そんな点も含めまして、難しい点も多々多いかと思えます。

氷のオブジェ等についても、富士山が見え、アクセスがよい広いスペースとなると、活き活き広場が設置場所候補として挙げられるかと思えますが、氷のオブジェを長期間設置しますと、芝生を傷めてしまうおれがあるので、こちらも検討の余地があるかと思えます。

冬季の観光対策につきましては、今後も検討していきたいと思えますので、皆さん方のアイデアをこれからも提案していただきますようお願いして答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡辺政司君） 2番 渡辺政司。

ソーラーパネルによる発電や売電は、日中約10時間ほど行って、夜間は供給されている電源で4時間ほど点灯すれば、蓄電池は不要です。

また、20年間の買い取り補償の中には、売電収入で投資費用も抑えることができる絶好のチャンスだと考えています。

また、イルミネーションは、木や建物にも飾ることができます。また、御殿場にある時之栖のように光のトンネルを設けることも、アイデアとしてあります。JA出荷場は、寒さをしのぐ屋台村にも活用できます。目的に向かって関係者がアイデアを出し合い、進めていくことが大切だと思えます。

冬季の観光対策について、関係機関と連携して検討していきたいということですので、協議をしていくようお願いいたします。

議長（田中 稔君） 続いて、水道料金の妥当性と公平性についての質問を許します。

2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。水道料金の妥当性と公平性について、村長に質問をいたします。

富士河口湖町では、日本一安い水道料金を返上して、下水道整備と一般財源からの繰り入れを抑えるように、既に水道料金を見直し済みです。水を確保するために、長い間苦しんできた本村ですが、現在では水道料金が安く、凍結防止に水を流したままにしている家庭もあると聞きます。大切な水を無駄に消費することは、環境面からも許されるものではありません。一般財源からの繰入額の妥当性と公平性について、村長のお考えを教えてください。また、平成25年度の滞納額と督促件数を教えてください。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

富士河口湖町が日本一安い水道料であったかどうかは明白ではございませんが、質問の一般会計からの繰り入れ金額の妥当性と公平性ということですが、老朽化した水道管の布設替えをはじめとする水道施設管理費を水道料金収入で賄えない場合、その差額については、一般会計からの繰入金によって事業を実施している状況であります。

平成19年度から平成23年度までの5年間は寄附金収入、平成19年度水道施設の移管に伴い、紅葉台センチュリーヴィラから1億円の寄附金があり、このうちの3,000万円を簡易水道特別会計へ歳入した経緯もあります。このようなことがあったことと、比較的工事が少なかったこと等により、繰り入れは行いませんでしたが、平成24年度及び25年度には、村道

工事に加え、国交省の国道歩道工事や県が事業主体である農道工事に合わせた水道管布設工事を施工したこと、また、水道施設のポンプ故障による緊急的なポンプ入れ替え工事などにより、工事費が増加したため、一般会計からの繰り入れを余儀なくされました。

低価な水道水を供給することは、広く村民が恩恵を受け、平等性が保たれ、高齢者や低所得者の方には有益な生活支援策だと考えております。

今の料金収入でも、独立採算により工事を実施することは可能ではあるかとも思いますが、工事の規模は大きく制限されます。また、防災対策の観点からも、老朽化した水道管の入れ替えを行い、耐震化を図ることが住民への安全、安心な給水につながることから、今後必要となる工事量の予測と将来の水道料金収入を精査したうえで、水道料金について検討していく必要があるかと考えております。

滞納と督促の件に対しましては、振興課長より答弁をいたします。

議長（田中 稔君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 平成25年度の滞納額、督促件数ということですが、まず、督促につきまして説明させていただきます。

従来、水道使用料は、地方自治法第231条の3、督促滞納処分、これ規定されている条文です。そちらの使用料の範疇に入っていたんですけれども、道路占用料と河川使用料、そういうものです。その中に含まれているという解釈がされていましたが、平成15年の最高裁の判決によって、水道料金は公の施設の使用料ではなく、水そのものが対価であるという考えで、私法上の金銭債権であるよということが、法律上解されました。

これに伴いまして、水道使用料の債権については、一応私法上の金銭債権という形になりました。

滞納額につきましては、平成26年の3月12日現在の滞納額は202万8,370円、件数で66件であります。このうち死亡し相続人がいない者、所在地が不明な者、倒産した会社や破産手続を行った者などの滞納額が58万1,590円、全体の9件です。額にしますと28.7%を占めております。先ほど説明した最高裁の判決により、水道使用料債権は私法上の金銭債権であるとの判決がされたことにより、水道使用料債権は民法が適用され、不納欠損処分ができず、滞納した水道使用料が残る状況であります。支払い能力のない滞納者が残り続けている現状を考えると、不納欠損の根拠となる債権放棄の条例整備を行い、滞納額を整理し、支払い能力があると思われる者については、給水停止を含めた文書催告を行うとともに、電話催告や臨戸徴収を実施し、滞納額を減らしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。条例の見直しが必要だということですが、徴収については、富士吉田市では督促手数料、延滞金を徴収することができる条例を定めてあります。公平性が保てるように条例の見直しも検討していただけたらと思います。

督促の件数について話がなかったんですけど、25年度の督促した件数と過年度分の徴収額というのがわかりましたら教えてください。

議長（田中 稔君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 督促というか文書催告ですけれども、こ

れにつきましては、全件数を実施しました。それから電話での催告につきましても、約半分程度は行いました。あと先ほど言いました延滞金が取れるかどうかというのは、ちょっと富士吉田市のほうにも確認をとっております。どういう法律上の根拠でその条例を整備したのかということの確認をとらせてもらいます。

議長（田中 稔君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

安い水道料金の不足分を一般財源から賄っていく体制では、使用量の少ない人が多く使う人の分まで払っているということになります。工事の計画とあわせて、基本料金の見直しもしていくことが必要だと考えます。以上です。

議長（田中 稔君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、小学校の学力向上の方法についての質問を許します。

1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

小学校の学力向上の方法について、教育長に伺います。

さきの村議会定例会において、教育長が算数、国語の教科の指導に力を入れていくというふうに答弁をされました。平成26年度はどのような方法を考えておりますか。

また、学力テストの向上の方法と公表内容について、教育委員会での検討結果を教えてください。教育長、お願いします。

議長（田中 稔君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 小林昭一議員の質問にお答えいたします。

はじめに、算数、国語の学力向上策について申し上げます。

一つ目の柱として、指導方法や指導体制及び学習形態の工夫、改善を図るということです。これは授業の方法に関する事柄です。

その一つとして、指導方法の例ですけれども、算数において、個人で考える。算数的な活動を多く行い、自分の考えを言葉や式、あるいは図などで説明をして表現をさせます。そしてグループになり、お互いの考えを交流し、さらに自分の考えを深めさせます。そのような授業を展開して、思考力や表現力をはぐくんでいきます。

それから、国語においては、要約とか説明、論述といった言語活動を多く取り入れて、思考力や表現力をはぐくんでいきます。

それから、指導体制についてですが、担任だけでなく、可能な限り複数の教員で子どもたちの学習を見取り、個に応じたきめ細やかな指導を行います。

それから、学習形態としては、一斉指導ばかりでなく、2人で行うペア学習、隣の子どもと相談をするというようなことですが、それから3人以上で行うグループ学習、そういった形態を内容によって効果的に活用していくということ。

それからまた、放課後などを利用して、習熟の程度や興味、関心の違いなどを個に応じた指導を行っていきます。

それから四つ目として、教材教具の工夫ということですが、これは児童が興味を持つような教材を選んで提示したい。コンピューターを活用した授業を行ったりして、子どもに教えることと、それから考えさせること、その両方のバランスをとれた指導を行うということ。授業に関しては、そのようなことが考えられます。

それから、二つ目の柱として、読書活動の推進ということを考えております。これは国語の授業をはじめ学校生活全般、あるいは家庭生活も含めて共通していえることですが、まず、学校では朝読書の時間を定期的に確保して、読書に親しむ、そういう習慣を身につけられるようにするという事。

それから二つ目としては、図書館の利用を積極的に奨励し、本を借りて読む習慣をより一層身につけさせる。これは授業以外、休み時間、放課後、あるいは家庭で読書をする、そういうことも含まれています。

それから、三つ目の柱として、学習状況調査の結果を踏まえた取り組みということではありますが、これは学力検査とあわせて行われます家庭生活、あるいは休日の過ごし方等、日常生活全般にわたっての学習状況調査というのがありますが、そういう結果を見て、鳴沢小学校の足りない点、補わなければいけない点、そういうものを、主に家庭生活の中での取り組みに関わる内容ですけれども、一つ目は家庭学習の充実ということがあります。学校では家庭学習の手引というのを作成して、既に家庭に配布して、それを利用して、発達段階にあわせて、家庭でどういう学習ができるかということで、保護者と協力しながら行っておりますけれども、そういう取り組みをさらに推進をしていきたいと思えます。

それから、生活習慣の安定ということですが、早寝早起き朝ご飯ということが言われます。これは山梨県教育委員会の発行した「学力向上の集い」というリーフレットがありますけれども、これに、早寝早起き朝ご飯の推進等を通じ、家庭での基本的な生活習慣を安定させてもらう中で、学力の向上を図っていきます。また、家庭で自分のことを話したり、相手の話を聞いたりする、そういうコミュニケーションが、そういう力が学力と関係しているということから、家庭でのコミュニケーションを推進するなど、そういう啓蒙を図っています。

以上、学習面についてはそのようなことを考えています。

次に、学力テストの結果の公表とその内容について申し上げます。

平成26年度実施予定の全国学力学習状況調査結果の公表方法についてですが、鳴沢村のホームページ上で公表する予定でいます。

次に、公表内容についてですが、一つ目としては、鳴沢小学校児童の国語A、主として知識に関する問題。それから国語B、これは主として活用に関する問題となっておりますが、この平均正答率、同じく算数Aと算数Bの平均正答率。

2番目に、山梨県公立小学校の、同じく国語算数ABの平均正答率。

それから三つ目としては、全国公立小学校の平均正答率。これを比べることができるように公表をしていく予定です。

それから四つ目として、児童質問紙による回答というものがありまして、これによって山梨県や全国の公立小学校児童と比べて、鳴沢小学校の児童の特徴的な傾向が見られるものを幾つか選んで、それらをあわせて公表をする予定でいます。例えば学校が休みの日の児童の家庭での過ごし方とか、予習復習をしているかどうか。あるいは読書について。家庭での学習時間、あるいは携帯電話やスマートフォンで電話やメールをする時間など、そういうものをよその学校と比べて多いとか、生活に偏りがあるのではないかというようなことがあれば、そういうものもあわせて公表したい。

以上です。

議長（田中 稔君） 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたしますので、全議員、議員控室へお願いします。

本会議再開時間については、改めてご連絡いたします。

休憩 午後 2 時 5 0 分

再開 午後 4 時 8 分

(以降の会議、10 番 田中 稔君 欠席)

副議長 (小林茂澄君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

副議長 (小林茂澄君) 議長田中 稔君から、議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 (小林茂澄君) 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第 1 鳴沢村議会議長辞職の件

副議長 (小林茂澄君) 追加日程第 1、鳴沢村議会議長辞職の件を議題といたします。

まず、その辞職願を書記に朗読させます。

議会事務局書記 (渡邊 寛君) 辞職願。

このたび、一身上の都合により議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成 26 年 3 月 19 日、鳴沢村議会議長、田中 稔。

副議長 (小林茂澄君) お諮りいたします。

田中 稔君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

よって、田中 稔君の議長辞職を許可することに決定しました。
ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

よって、議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第2 選挙第3号鳴沢村議会議長選挙の件

副議長（小林茂澄君） 追加日程第2、選挙第3号鳴沢村議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

（「議長」の声あり）

副議長（小林茂澄君） 9番、渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） 9番 渡辺久男。

ここで、指名者は、年長議員である小林利雄君とする動議を提出します。

副議長（小林茂澄君） ただいま渡辺久男君から、指名者は年長議員の小林利雄君にされたいとの動議が提出されました。

この動議は、会議規則第14条の規定により、1人以上の賛成者が必要です。賛成者は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

副議長（小林茂澄君） 賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

この動議のとおり、指名者を小林利雄君とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

よって、小林利雄君が指名することに決定しました。

それでは、小林利雄君、指名をお願いいたします。

8番（小林利雄君） 議長に小林茂澄君を指名いたします。

副議長（小林茂澄君） お諮りいたします。

ただいま小林利雄君が指名しました不肖私を、鳴沢村議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

よって、不肖私が鳴沢村議会議長に当選しました。

では、ここで私のほうから議長就任のあいさつをさせていただきます。

議長（小林茂澄君） ただいま議員各位より推挙をしていただきまして、鳴沢村議会議長という名誉ある職につきました。今後とも議員の皆様方にはご指導、またご協力をお願いいたします。

また、執行部の皆様方にもご協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 議長選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規

定により、議席の変更をいたします。

10番、田中 稔君を5番に、5番、私、小林茂澄を10番に変更いたします。

なお、1番から4番まで及び6番から9番までの議席変更はございません。

議長（小林茂澄君） 議長選挙により、ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第3 選挙第4号鳴沢村議会副議長選挙の件

議長（小林茂澄君） 追加日程第3、選挙第4号鳴沢村議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林茂澄君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

鳴沢村議会副議長に小林昭一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました小林昭一君を鳴沢村議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林茂澄君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小林昭一君が鳴沢村議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小林昭一君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項による当選告知をいたします。

副議長、小林昭一君の就任あいさつについて、その発言を許可いたします。

小林昭一君。

副議長 (小林昭一君) ただいま皆様方からご推挙いただきまして、鳴沢村議会副議長という要職を仰せつかりました。

皆様方のご推挙に対しまして、お引き受けをさせていただき、議長を補佐しつつ、議会のため、また村民のために一生懸命努力する所存でございます。

今後もより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。

議長 (小林茂澄君) お諮りいたします。先ほどの休憩中に、建設産業経済常任委員であります私が、田中前議長へ委員辞職願を提出したところ、委員会条例の規定に基づき、委員辞職の許可

をいただいております。

また、総務教育厚生常任委員であります田中 稔君が委員辞職願を提出され、同様に委員辞職許可がされました。

ただいま、総務教育厚生常任委員及び建設産業経済常任委員のそれぞれ1名が欠員となっておりますので、この際、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第4として議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。

よって、鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第4 選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件

議長(小林茂澄君) 追加日程第4、選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を議題といたします。

ただいまそれぞれ1名の欠員が生じております、総務教育厚生常任委員及び建設産業経済常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。

総務教育厚生常任委員に渡邊明雄君、建設産業経済常任委員に田中 稔君をそれぞれ指名し、同委員に選任いたします。

◎日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件

議長(小林茂澄君) 日程第18、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第71条

の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。
お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(小林茂澄君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成26年、第1回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年3月19日

議会議長

前議会議長

前議会副議長

署名議員

署名議員